

南相馬市保健計画 2018（案）の概要

1 策定の趣旨

南相馬市では、平成 21 年 3 月に保健福祉分野を一体的にまとめた「南相馬市健康福祉総合計画」を策定し、この中で、健康増進法及び食育基本法に基づく保健計画を健康づくり分野として位置付けました。

その後、平成 23 年 3 月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、市民の生活環境が大きく変化したこと、そして、計画が中間評価・見直しの時期を迎えたことから、平成 25 年 2 月に「南相馬市保健計画（後期計画）」を策定し、平成 25 年度から 5 年間（平成 29 年度末）を計画期間として、市民の健康づくりに取り組んできました。

この度、後期計画の期間満了を受けて策定する「南相馬市保健計画 2018」は、後期計画で設定した目標値の達成度、復興に伴う生活環境の変化や影響を踏まえ、市民、関係機関、行政が一体となって、より一層、市民の健康増進を総合的かつ効果的に推進することを目的に策定します。

2 策定の概要

本計画は、健康増進法第 8 条、食育基本法第 18 条、自殺対策基本法第 13 条、歯科口腔保健の推進に関する法律第 3 条第 2 項に基づく市町村計画を一体として策定します。また、本計画は、市政の最上位計画である南相馬市復興総合計画の実現に向けた保健分野の計画でもあり、市の関連計画、国の法制度や指針、県の計画との整合を図って策定します。

3 計画対象期間

平成 30 年度から 36 年度の 7 年間（平成 33 年中間評価）

4 策定フレーム

別紙のとおり

5 パブリックコメントの概要

(1) 案の公表：平成 30 年 1 月 15 日（月）

(2) 意見提出期間：平成 30 年 1 月 15 日（月）～平成 30 年 2 月 7 日（水）

(3) 案の公表場所：広報みなみそうま、市ホームページ、各区役所総合案内各生涯学習センター、情報交流センター、健康づくり課